

平成17年第5回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

平成17年11月29日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議案第61号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第62号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第63号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
-
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	参与	溝口義弘
教育長	高橋茂徳	教育委員会 事務局長	堀部秀夫
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一

健康福祉部長 宇野利数
企画部長 高橋武夫
上下水道部長 林賢一

市民環境部長 島田克広
総務部長 土川隆
代表監査委員 三田村晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪内博
議会書記 杉山昭彦

議会書記 今村光男

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまより平成17年第5回本巣市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21名であり、定足数に達しております。

これより本日の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 鏑本規之君と4番 臼井悦子君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上谷政明君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告します。

10月26日、第90回全国市議会議員共済会代議員会が東京で開催されました。国松会長のあいさつに引き続き事務報告がなされ、その内容は、1番、役員等の異動、2番、一般事務の異動、3番、会員の異動及び給付決定状況についての報告でした。続いて審議事項に入り、地方議会議員年金制度について、7月26日に総務省自治行政局長の私的検討会として地方議会議員年金制度検討会が設置されました。同検討会は、議員年金制度を安定的に維持していくための法改正を視野に入れて、年内をめどに対応策をまとめるとのことになっております。この問題につきまして、代議員の皆さんに情報を御提供するとともに、皆さんの率直な御意見をお聞きしたいとのことでありました。事務局では現在、地方議会議員年金制度に関する要望書（案）を作成中であります。でき上がり次第、連絡するとのことでございます。

10月27日、平成17年第2回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の定例会が岐阜市役所

で、会期1日間で開かれましたので報告します。

案件は、議長選挙と平成16年度一般会計歳入歳出決算認定の2件で、議長には岐阜市議会議長大野邦博氏を選出し、平成16年度一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1億1,752万1,000円、歳出総額1億1,418万円、差引額334万1,000円であり、原案のとおり認定しました。本巣市の措置児童数は1人でありました。

11月18日、中濃十市議会議長会議が関市ベルクラント平安殿で開催され、後藤副議長とともに出席しました。開催地の岡田議長、後藤市長のあいさつがありました。引き続き会議に入り、2議案が上程されました。第1号議案 森林整備と木材の需要拡大への積極的な取り組みについて、第2号議案 東海環状自動車道（西ルート）の建設促進について、上記案件について原案のとおり承認され、岐阜県市議会議長会へ上程することに決まりました。次期開催地については、各務原市に決定しました。

平成17年第3回本巣消防事務組合議会定例会が平成17年11月25日、本巣消防事務組合で会期1日間で開かれましたので報告します。

提出案件は4件で、副議長が空席のため副議長選挙が行われ、立川良一北方町議会議長が選任されました。その後、土屋議長から立川副議長に議長の辞職の申し出があり、許可されたので、議長の選挙及び監査委員の選任を日程に追加し、選挙が行われました。その結果、議長に不肖私、上谷政明が選任を受けました。監査委員には土屋勝義瑞穂市議会議長が選任されました。

案件でございますが、議案第9号 専決処分承認を求めるについては、岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正するものです。議案第10号 本巣消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴う改正であります。議案第11号 本巣消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防法及び危険物の規制に関する制令等の一部改正に伴う改正であります。議案第12号 平成16年度本巣消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額9億5,215万2,000円、歳出総額9億2,580万2,000円で、歳入歳出差引額2,635万円となり、翌年度への繰越金であります。4案件とも原案のとおり承認されました。

会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局にありますので、議会事務局長までお申し出ください。

なお、議席に要望書3件、報告書1件が配付してありますので、お目通しください。以上です。引き続き特別委員会からの報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鶴飼静雄君より報告をお願いします。

特別委員長 鶴飼静雄君。

○議会だより編集特別委員会委員長（鶴飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だよりの第8号につきましては、11月1日付で発行し、既にお目通しのことと思います。掲載内容につきましては、9月の定例会の内容と議会議員の改選による新議員の紹介、新議会の構成

が主なものとなっています。表紙には、8月にうすずみ公園で開催された宗次郎淡墨桜コンサート、裏表紙には、真正地域の且内長生会合唱クラブの活動を紹介いたしました。

今回の編集については、9月定例会の内容が主なものでありましたので、前委員会の委員の方が新議員の紹介、新議会の構成部分を残して編集され、大枠が完成されたものを引き継ぎました。10月以降、新しい委員会では10月13日と10月18日の2回にわたり委員会を開催して、前委員会から引き継いだものに新議員の紹介、新議会の構成を追加・編集し、再度全体を確認して発行いたしました。

なお、次回の発行につきましては2月1日を予定しておりますが、その内容については、12月の定例議会、そして今臨時会の内容が主なものとなっております。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（上谷政明君）

次に、第2回もとす広域連合議会定例会の報告を浅野英彦君より報告願います。

浅野英彦議員。

○9番（浅野英彦君）

おはようございます。

私が報告させていただくのは、選挙前から広域連合の議員としてならせていただいていたということで報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

平成17年第2回もとす広域連合議会定例会が平成17年10月25日から10月28日の4日間の会期で開かれましたので、報告させていただきます。

提出案件は14件でございます。林和治副議長さんが9月30日で任期満了のため、副議長の選挙が行われ、その結果、本市の遠山利美議員が選任されました。引き続き、議会運営委員会の選任及び常任委員会委員の選任が行われました。総務介護常任委員会及び老人福祉常任委員会においては、委員長・副委員長が不在であったため、委員長・副委員長の選任が行われ、総務介護常任委員長には井野勝巳議員、副委員長には不肖私、浅野英彦、それから老人福祉常任委員長には日比玲子議員、副委員長には小川勝範議員が選ばれました。

専決処分の承認は、市町村合併により脱退する市町村、一部事務組合及び広域連合を削り、また新たに市町を加えるため、及び組合の議会の議員の定数を変更するために組合規約を変更することに伴うもので、その承認を求めるものでございます。

もとす広域連合監査委員の選任同意については、道下和茂監査委員の任期が9月30日で満了したため、その後任に当市の村瀬明義議員が選任されました。

それで平成16年度の決算については、重立ったことを話させていただきますと、一般会計においては、瑞穂市及び本巢市におけるストックヤード整備のため、広域連合支援交付金が大きなウエートを占めました。それから、介護保健特別会計におきましては、16年度の介護保険給付費は前年対比15.2%増の金額にして4億3,800万円の増加となりました。老人福祉特別会計は、ユニット型の認知症高齢者向け短期入所生活介護施設及び通所介護施設の整備が整ったことが会計報告でなされ

ております。それから、療育医療施設特別会計におきましては、幼児療育センターの児童デイサービス事業を利用した幼児数は、延べで 1,379人でございます。月平均で 9.1人の増加となっております。それから、衛生施設特別会計におきましては、毎年し尿等の搬入量は増加しており、平成16年度においても、施設の維持管理、周辺環境に十分配慮した決算報告となっております。

一応14案件とも原案のとおり可決させていただきました。

また詳細においては、資料等は議会事務局にございますので、お目通しのほどよろしく願います。

これにて広域連合議会定例会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

市長より行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、瑞穂市の旧巢南地区の本巢消防事務組合からの脱退に関する件についてでございます。

瑞穂市の本巢消防事務組合の加入につきましては、瑞穂市加入検討委員会において鋭意協議が重ねられてまいりましたが、一本化への調整が最終的につかなく、瑞穂市側から平成20年3月31日をもって脱退することが取り決められまして、9月29日に本巢消防事務組合全員協議会において報告がなされました。その後、脱退に伴います組合と瑞穂市との基本方針や組合の消防体制の見直しについて協議を重ねてまいったところでございます。

11月17日に瑞穂市から脱退に伴う基本方針案が提出されまして、11月25日の本巢消防事務組合議会全員協議会において、瑞穂市が本巢消防事務組合を脱退するに当たりまして、次の七つの取り決めをしたところでございます。

一つ、脱退期日は平成20年3月31日とすること。二つ、本巢市真正地域及び糸貫地域の消防空白区域に分署を建設すること。三つ、新設する分署の規模は、敷地面積約 2,000平米、庁舎延べ面積約 450平米とすること。四つ、南消防署の土地・建物については、瑞穂市の買い取りとすること。五つ、消防施設整備事業基金については、瑞穂市分担率を乗じて求めた額を瑞穂市に返還し、その他の財産については本巢消防事務組合に帰属すること。六つ、土地・建物等の分署建設に要する費用については、瑞穂市が南消防署の買い取り額を差し引いた全額を負担すること。七つ、職員については瑞穂市割合分の16人が瑞穂市に帰属すること、こういう基本方針案が提出されたわけでございます。

また、脱退後の組合の消防体制の見直しにつきましては、現在、消防本部、中消防署、南消防署、北消防署及び根尾分署の体制でありますけれども、真正及び糸貫地域の消防空白区域に分署を新設し、北消防署を分署に、根尾分署を出張所にする案が提出されました。新設する分署については、本巢市において適切な候補地を選定するよう要望が出されまして、いずれの案につきましても承認されたところでございます。今後、具体的な内容について検討を進めまして、市民が安全で安

心して暮らせるよう、消防体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、フェロシルトについてでございます。

土壌埋め戻し材のフェロシルトにつきましては、11月15日の全員協議会におきましても御説明させていただきましたが、石原産業においてフェロシルトの撤去計画を策定するため、埋設範囲と埋設量を調査するためのボーリング調査が実施され、11月14日に完了したところであります。

県におきましては、11月21日に石原産業に対して廃棄物処理法に基づく撤去命令が出されており、市においても、早急に計画書を提出するよう要望してまいったところでございます。

けさの新聞報道にもございましたが、昨日、石原産業から県に対して撤去計画書が提出されましたが、指定の撤去期限までに全量撤去が完了できない可能性があるとして受理されませんでした。今後、再度撤去計画書が提出された後に、議会へも御報告をしたいと考えております。

次に、柿音頭の音楽CDと踊りについてでございます。

柿の消費拡大事業として、糸貫柿振興会が制作を進めておりました柿音頭の音楽CDと踊りにつきましては、今年度の当初予算で各種消費拡大事業補助金のうち、糸貫富有柿消費拡大補助事業として実施され、このほど音楽CDと踊りが完成しまして、11月20日に富有柿の里で開催されました柿まつりにおいて発表が行われました。

県におきましても、中国の香港で開催された農産物フェアにおいて、岐阜の富有柿をPRし、県産柿の輸出拡大に努めているところでありまして、今後イベントや店頭などで柿音頭を流すなど、本巢の富有柿をPRし、販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成17年第2回西濃環境整備組合議会定例会が11月25日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

提出されました案件は、決算認定1件、専決処分の報告及び承認が2件の計3件であります。

平成16年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額15億9,935万2,789円、歳出総額15億2,804万1,549円で、歳出の主なものは焼却灰の処理運搬等の委託及び焼却炉の点検整備工事でございます。歳入歳出差引残額は7,131万1,240円で、そのうち基金繰入金額は4,000万円となっております。監査報告がされ、認定されました。

また、岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約2件につきましては、県内の市町村合併に伴い、組合の入脱退につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分されたものでありまして、同条第3項の規定により報告され、承認されましたので、御報告をいたします。

なお、本会議終了後に全員協議会が開かれまして、管理者の杉山大野町長より四つの点について御報告がございました。

一つは、平成16年3月にコークスベットガス化溶融炉が完成し、4月から稼働しているということ。年間3,000トンのスラグが発生する中で、五、六百トンについては土木工事等に再利用しておりますので、今後ともできる限り活用をお願いしたいということでございました。二つ目は、旧焼却施設の解体に9月から着工し、18年3月までにストックヤードを完成させることとしているとい

うこと。三つ目に、最終処分場の整備について、地元下座倉区と調整しておりますが、地元活性化対策を要望されており、今後も交渉を継続してまいりたいということ。四つ目に、粗大ごみの焼却について、地元承諾を得るべく、先進地視察を行ってまいりました。西濃環境整備組合として徹底した計画案を出すよう、地元から要求されておりますので、その案の策定に今取りかかっているところでございます。この4点が報告されたわけでございます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第61号から日程第6 議案第63号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

これより日程第4、議案第61号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第63号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第61号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の給与改定に伴いまして、議会議員の期末手当を改正するものでございます。

次に議案第62号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の給与改定を行い、常勤の特別職職員の期末手当を改正するものでございます。

最後に議案第63号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の一般職職員の給与改定が人事院により勧告されたことに伴いまして、本巣市におきましてもこれに準じて、給料月額、扶養手当及び勤勉手当を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第61号から議案第63号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では議案第61号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

お手元に資料がお配りしてありますが、中ほどに本巢市条例改正の概要というのが添付してありまして、その次に、ページは打っておりませんが、本巢市条例改正の概要といったのをお配りしてあります。条例改正のまとめたものを、概要ということでここに記載をさせていただいております。

1 番目の、本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてということですが、先ほど市長の方から提案説明がありましたように、本市の職員の給与につきましては、国家公務員の人事院勧告により実施するというものでありまして、その給与改定の中に期末・勤勉手当の改定というのがございまして、職員の期末・勤勉手当、年間 4.4 月分ということになっております。議員につきましても、期末手当 4.4 月分ということで、同率の額ということであります。そうした中、職員の期末・勤勉手当 0.05 月分を引き上げるということでありまして、それに準じまして議員の期末手当を 0.05 月分引き上げるということでありまして、17 年 12 月 1 日から施行分ということで、12 月の支給月につきまして、従来どおり 2.3 月分でありましたのが 2.35 ということで、ここで 0.05 月分引き上げさせていただくということでありまして、

なお、18 年 4 月 1 日以降、いわゆる 18 年度以降につきましては、この 0.05 月分を 2 分いたしまして、6 月期に 0.025 月をプラスいたしまして 2.125 月分ということでありまして、12 月期につきましては、0.025 月分をプラスいたしまして 2.325 月分ということで、合わせて 4.45 月ということで改定をするということでありまして、

2 番目の議案第 62 号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということですが、これにつきましては、市長、助役、収入役に対して適用されるものでありまして、この内容につきましても、議員の期末手当の引き上げと全く同様の改正でございます。内容は省略させていただきます。

3 番目の、議案第 63 号の本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の概要ということで 4 点掲げております。

まず配偶者に係る扶養手当の引き下げということで、支給月額、現行 1 万 3,500 円を 1 万 3,000 円ということで、500 円引き下げるといふものであります。

2 点目といたしまして、給料表の引き下げでございます。国家公務員に準じて各給料表をマイナス 0.3% 改定するというもので、別表ということで資料が添付してあります。6 ページに本巢市職員の給与に関する改正新旧対照表ということで、右側部分が現行で、左側部分が改正後ということで、これは行政職の給料表でこういった表に改めるということで、いわゆる改正率が 0.3% ということでありまして、次、7 ページにつきましては、医療職の給料表ということでありまして、これは医師とか歯科医師に適用されるものであります。8 ページにつきましては、薬剤師、栄養士、歯科技工士、歯科衛生士、診療放射線技師に適用されるというものであります。本市におきましては、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師が該当しております。9 ページにつきましては、医療職の給料表の 3 ということで、保健師、看護師、准看護師に適用するといふものであります。本市につきましても該当があるということでありまして、以上、給料表につきましては、こういった改正というこ

とであります。

なお、人事院勧告の中で給与構造改革についてということで、この給料表につきましては、例えば行政職でありますと8級制をしいておるわけでございますが、18年度からは、先ほど申しましたように、給与構造改革の一貫といたしまして給料表の見直しをしろといった指示が来ております。1・2級を統合して1とし、4・5級を統合して4ということで、合わせて8級制を6級制にというような案も示されております。こういった給料表の改正につきましては、今後、他市の状況を勘案しながら取り組んでまいりたいということで、御理解いただきたいと思っております。

資料に戻りまして、3番目の勤勉手当の引き上げということであります。先ほど議員につきましては0.05月分ということですが、職員につきましては勤勉手当ということで、12月の支給月で0.05月分をプラスするということでありまして、来年以降は、6月と12月にその2分の1ずつの0.025分をそれぞれ加算するといった内容でございます。

4番目につきましては、17年12月に支給される期末手当の額の特例ということであります。4月の給与に、民間との格差率が0.36%ということになっておりますので、これに乗じた額に4月から11月までの月数、いわゆる8月分を乗じて得た額と、6月期の期末・勤勉手当の額に格差率のマイナスの0.36%を乗じて得た額の合計額に相当する額を12月の期末手当の額で差し引くといった内容のものでございます。

以上が今回の条例改正についての内容でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

議案第61号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

○21番（鵜飼静雄君）

本件については、一番下に提案理由として「一般職の給与改定に伴い」というふうに書いてあります。すなわち、人事院勧告に従って職員の給与改定が提案され、それに準じて議員の期末手当の改定、また次の議題で三役の期末手当の改定というのが提案されているわけですが、よく考えてみますと、職員の給与については、先ほど説明があったように、期末手当・勤勉手当については0.05ヵ月分アップにはなるけれども、同時に月額給料あるいは手当のマイナスがあって、トータルとしてはマイナスになると思うんですね。だから、今回の職員給与の改定というのは、後ほどまたいろいろ質問いたしますけれども、基本的には減額になるわけですね。そういう中で、議員、そして三役だけがいいとこ取りといたしますか、プラス分だけ適用されるというのは、どうも不合理な気がいたしますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

議員の期末手当の支給率につきましては、合併前の旧4町村、また県内の市町村のほとんどが職員の期末・勤勉手当と同率を設定しております。そういった経緯もございますので、今回

（テープ反転）

職員の0.05月分の引き上げと同様に改正するのが自然といたしますか、適切ではないかといったことで考えておるわけでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

市長にお伺いしますが、今、総務部長の説明というのは、基本的には経済が右肩上がりのときはそういう形で何ら異論もなく、そのまま来たと思うんですね。でも、今のような経済状況の中で、経済が若干上向きつつあるといいながらも、勤労者の所得というのはなかなか伸びていないという今の経済状況の中で、同じやり方が妥当かどうかということはやっぱり再考すべきではないかというふうに考えますが、その点はいかがなものでしょうか。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

今回の改定も経済情勢を反映して行われるものでございます。職員給与につきましては、基本給は若干下がるということですが、手当で上げて、基本的には年間2,000円かそこらの減で終わることとございます。私どもは、報酬というものは報酬審議会にかけまして取り決めていただいておりますし、今回の議員の皆様、私ども三役の給与というのは、合併協議において定められてまわっているものでございます。そういう形で、それぞれ基本的に給与の職員と議員、三役との決定の形が違っているわけでございます。

しかも、私どもは市になりましたが、前からいろいろお話し合いさせていただいておりますように、市のレベルの手当になっていないということもございまして、今回のこの改定については御理解を賜りたいと、このように思っている次第でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

給料のことなんですが、議員報酬、議員はあくまでも報酬なわけなんですね、給料ではないんですね。上げることにに関して、正当性が私はないように思う。今の市長さんのお話の中に、職員の給

料等ということがありましたけれども、職員の給料というものは、今、本巢市は42歳で31万 5,000円なんですね、平均にしますと。これは岐阜県の中で市を条例しておられる職員の給料としては、かなり低いんですね。上げることにしましては、さほどとやかく言うつもりはありませんが、下げることにしましては少し慎重に考えていただきたい。この本巢市の職員の給料そのものが、岐阜県の市全体に比べて低いというふうに私は解釈するものですが、市長さん、どう思いますか。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

鏝本議員の御質問についてでございますが、職員の給与につきましては、一つの指標であらわしますラスパイレス指数というのがあるわけですが、これによりますと、本市の場合は現在88.6という指数になっております。この数字は市の中ではしりから4番、うちより低いところに、瑞穂市が86.8、郡上市が82.4、海津市が87.7という3市がございます。先日、全員協議会におきましても、議員の報酬あるいは三役の給料につきましても、審議会での答申を御報告させていただいておりますが、これもしりから2番かそこらにあるということで、おおむねそういった点では職員と私ども、議員さんとのつり合いもとれていると。職員については、さらに低いところが3市あるということもあるわけでありまして、そういった点で御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

鏝本議員、職員の給料につきましては、別の議題がありますので、そのときにお願ひできたらと思ひますが。

〔「了解しました」と3番議員の声あり〕

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本案につきましては、先ほど申し上げたように、職員については平均プラス・マイナスで2,000

円のマイナスだというふうに言われましたけれども、いずれにしても生活給について一方では下がるという中で、議員や三役についてはプラス面だけという、その辺の不合理性についてはやっぱりどうしても指摘せざるを得ないし、矛盾だというふうに感じざるを得ません。報酬の基礎の額をどうするかというのは別問題として、こうした率の問題については、単に職員が上がったから、あるいは下がったからそれに準ずるのではなくて、やっぱり独自の考え方をすべきではないかというふうに思っております。そういう点についての今後の方向性もなかなか考えられない。現状どおりこれからもやっていこうという考えが示されたわけで、そういった考えについては到底理解することができないし、今の状況に合っていないというふうに思っています。

以上、そういう考えのもとに本案については反対をしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

反対討論がありましたので、賛成討論を行いたいと思います。

先ほど鵜飼議員、あるいは鏝本議員から、市の職員の給与体系について御質問がありました。私もその件については、63号議案のところでしっかり執行部の見解をお伺いしていかないかという考え方を持っております。

しかしながら、今上がっております期末手当等に関する条例については、従来どおり議員、あるいは特別職、あるいは職員は同率で定めた形で行ってきておりますので、今回の上げられた件も、本巣市全体として従来どおりの形で支給されていくことが必要であるというふうに考えているので、賛成討論といたします。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第61号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

議案第62号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題

とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第62号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

議案第63号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

先ほど賛成討論でお話をしましたとおり、執行部の見解をお伺いしておきたいと思います。

現在使っておられる給料表というのは、職務級8級まで適用しておられます。町村のときに使われておった職務級を、そのまま本巣市になっても使っておられます。

今回改正されるに当たりまして、その前段として先ほどお2人の議員からもお話がありました、特別職あるいは議員報酬の見直しを報酬審議会にかけられた。私は議員になった最初のときに、特別職の報酬あるいは議員の報酬を見直すとき、論点はどこで見つけるんですか、どこを基準にするんだろうかということ調べて、実は御指導いただいたんです。基本的には見直すときに、言われたのは、職員の最高給料が三役の、あるいは特別職の給料に追いつく時代があった。そういった中で、一定の間隔の金額差を設けていかなければならない点において、報酬審議会にかけていく時期になる。

ですから今回、改定前を見ると45万ほどですね、最高給は。大体それに10万円違うのが特別職の一番下の給料はずうっとどこも続いてきたはずなんです。ということは、報酬審議会にかける前

に、本巢市の職員の市の職員としての給与体系をこのまま8級でいくのかどうかということきちっと議論していくことが、本来あるべき姿なんです。私はこの提案を全協で受けたときに早速お願いしまして、他の市でどういう職務級を、あるいは給料表を使っているかと聞きますと、9級まで使ってみえる市が現存しているわけです。県は、市長さんも助役さんも御存じですように、11級まで使ってみえますね。しかも、職務分担で決められていますね。

ならば、お伺いしますが、8級は町村の課長の待遇のところは8級、あるいはもう一つは参事級になるんでしょう。ならば、部長級はそのまま8級ですか、市の職員で。普通、そのままスライドするなら、9級が部長職になっていくのが普通じゃないでしょうか。それが私は今回、本来出てくべきだろうと、この給料表に9級が。出てこなかった。しかも減になっている。これは市としてどう給与体系があるべきかといって、三役、議員の市の給与体系の見直しを執行部は報酬審議会にかけられました。職員は町村の給与体系のまま市に移行していても、その級は変わらないという話は、私は理解できないわけです。私は、本来市の給与体系にするならば、職員も他の市が使っておられる職務級の9級を用いて、それに応じた職務級を支払っていかれる方向が妥当だというふうに考えていますが、今回17年度の給与改定でございますので、18年度に向けて特別職、議員の給与改定を提案されようとしておられる中で、どういう見解を持っておられるのかお伺いしておきたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

職員の給料表のとらえ方ということではありますが、参考までに県内21市の採用状況であります。21市の中で9級制をしいておりますのが5市であります。11級制をひいておりますのが1市、岐阜市であります。残りの15市につきましては、8級制を採用しております。ちなみに、新市の山県、瑞穂、飛騨、郡上、下呂、海津、6市の中で下呂市だけが9級制を採用しておるということで、残りの5市は8級制といった状況であります。

この給料表の8級制を導入するか、7級制かということにつきましては、国からの基準が示されておりまして、町村におきましては7級制を採用しろ、市におきましては8級制を採用しろといった指導もございますので、旧4町村時代で8級制をしいておったために、市になってそのままの8級制ということについて、いかがなものかということもございますが、先ほど御説明申し上げましたこの人事院勧告の中で、18年度から実施する給与構造の改革というものも示されておりまして、その中で8級制とか7級制の給料表を統合して、もっと少なくしろといった国の方からの案も示されておりまして、これは18年度からですので、そういったことにつきまして、今後他市の状況を十分見きわめながら給料表の採用については考えていきたいということで、御理解いただきたいと思えます。

当面、12月1日から3月までは、この改正案の給料表で御理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

17年度の給与表は4月当初の給与表も8級でスタートしているわけなので、理解を示しているんです、本当は。ですが、私が先ほど言いましたように、特別職とか、あるいは議員の給与を改定する場合に、現行の本巢市の職員給与ベースというのは、本当は報酬を上げるとき、あるいは報酬のいろいろ実態を見たときに考慮すべきなんですよ。ところが、その中で最高金額が45万と旧の8級のままいきながら、特別職だけを出していくというふうなら、上げていく方向性があるのか、ないのかということで、18年度の話を知っているわけ。その話を聞いておかなかつたら、これはまた8級のままいくという話で、特別職だけ入れた話は到底納得できない話ですよ、それは。だから、私は総務部長が答弁しているということは、総務部長が18年度の方針のところの等級の話もしていただけるのかと思っておつたら、そうじゃない。今言われた9級を使っているところ、あるいは11級を使っているところ、11級は多分大きな市だろうというふうに思うんですけども、いわゆる各部長さん方はここにお座りですけども、じゃあ課長職のときの仕事の量と範囲とそういった考慮をしたときに、現状で7級指導があつたところを8級を使ってきたわけだね、町村のときに。違うんですか。それで市になったら、何で人事院勧告だと8級なんですか。町村のときに7級ではいなくなつて8級を使ってきておいて、市になったら行政の上からの指導で8級のままいくという話は筋が通らないでしょう、やっぱり。9級を使っておいて、今度の来年度の形の中で統合しながら、他市の動向を見ながら9級を7級にする中で、どういう号給表をつくっていくか精査をするという話なら理解しますが、8級のままいくというような話では、どうも合点がいかないんで、これは私だけの1人の見解かもしれませんが、やはり職員も市になったら市の体制の中でしっかり仕事を任せてやっていただくには、それなりの給与体系をつけていくべきでしょう。そのために報酬審議会にかけてきて、特別職、議員も審議していただいたわけでしょう。そういうことを考えていただくなら、もう少し理解できるようなお話をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

人事院勧告の給与改定につきましては、4月1日を基準にしておりますので、今回の改正につきましては、やはり現行の採用している8級で比較、いわゆる差を出すということでございますので、そういうことで今の時期に仮に9級にするということにつきましては、そこら辺の理解が住民、市民に対して得られるかどうかということも一つあるわけでございますので、先ほど言いましたようなことですので、何とか御理解いただきたいと思っております。

18年度以降につきましては、くどいようですが、給与構造改革ということで給料表の見直しをなさうということですので、そのときに8級を6級にするとか5級にするとか、そう

いったこともこれは国内全県下で行われるわけですので、そういったことも念頭に置いて進めていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

3回目ですので、多くを要望しません。市長さんの率直なお考えをお伺ひしたい。市長さんも助役さんも、県で11級の職務体系の中で、それぞれの役職において職務給を受け取って今日に至ってきおる状況の中で、私がお話をしている私の見解、理解を執行部に求めている部分もありますけれども、御自身が11級の中で長きにわたってお勤めいただいた中での給与体系と、今8級という頭打ちの中での市の職員の給与体系のことについて、今後どうお考えいただけるのか。市長さんなり助役さんなり、どちらでも結構ですので、見解をお伺ひして質問を終わりたいと思います。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

私が過去に県におりまして11級でもらっていたということで比較されましたが、これは組織体制が全然違う中でのお話でございますので、そういった点では私がコメントするのはいかなものかと思ひます。

先ほども部長が申しましたように、21市の中で15市が8級で来ているということですね。岐阜市は11級ということで、中核都市ですから県と同じような形にしてありますが、それぞれ申し上げますと、9級にしているところは、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、それから下呂市ということになっております。あと、大きな大垣市、高山市、多治見市、関市等々も8級で行っているわけございまして、これらの状況を踏まえまして、今、しりから人口的にも3番目の本巢市が9級をつけるということ自身がどうかというふうに思ひます。

先ほど部長が申しましたように、来年度は給料表の改定がございまして。そういう折には国の基準をそのまま受けるのか、あるいは特別に調整した合成というやり方もあるようですが、そういった形にするのかにつきましては、十分考えてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

ここで3点お伺ひしようと思っておりますが、そのうちの1点の本巢市職員の給与の県内の市における状況については、先ほど出されましたので、これは置いておきまして、特に大事なものは、

人事院勧告というのは国家公務員の給与について出されまして、その中ではそれぞれの地域における民間給与との較差に配慮してというようなことがうたわれています。このことが必ずしも正しいかどうかというのはとりあえず置いておいて、今、本巢市の職員給与が地域の民間との較差がどれだけあるのかということについては、恐らく調査はされていないだろうと。基本的には人事院の勧告どおり実施をするという形になっていると思うんですね。

ただ、都道府県等は、それぞれの人事院委員会で勧告をされる。聞くところによりますと、岐阜県の勧告と国の人事院の勧告とは差があって、岐阜県の方がマイナスが少ないというふうに聞いておりますが、そうであれば、必ずしも人事院勧告どおりやるのが地域の民間との較差の是正につながるというよりも、むしろ逆の意味で拡大をする危険性があるのではないかというふうにも考えられますが、その点はどのように考えておられるのか。本当に地域の実態に見合った給与体系というのを最低限考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

ここで、ついでに一言つけ加えておこなれば、国は民間よりも高いところはどんどん下げよということで、公務員給与を下げる。そして民間よりも下がれば、それを利用してまた民間がさらに下げるといふ悪循環は一定繰り返されてきたという歴史もあります。そういう中で、本当に職員の給与を考えていくときには、やっぱり生活給ですので、その点は十分配慮しながらやる必要があると思いますし、先ほど市長が今度の報酬審議会でも三役や議員も最低レベルだと、職員はまだ下に三つあるというふうに言われたけれども、職員給与というのは、くどいけれども生活給です。報酬とはやっぱり性質が異なるものでありますから、同列で論じるのはどうかというふうに思います。

それと、もう1点指摘しておきたいのは、毎回申し上げますけれども、4月1日にさかのぼるといふことは、日本の法律体系の中において、不利益処分の遡及適用については間違っているということが、私は議員になってからずっと言われてきましたし、そういうふうに対応してきました。今度の給与改定についても、来月から下げるといふことではなくて、4月1日にさかのぼって減額をするということですので、不利益な処分になるわけですね。だから、さかのぼるといふことについて、法的に考えてみてもやっぱり正しくないというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

給与制度の問題ですけど、御承知のことかと思いますが、地方公務員法の中で第24条ですが、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」といった規定がございまして、国におきましては、国家公務員の給与は人事院勧告によって決定されているが、人事院はその整備された体制によって給与制度の研究を行い、毎年官民給与比較及び生計費を考慮して、勧告または報告を行い、これに基づいて給与が決定されているということでありまして、国家公務員の給与には生計費及び民間賃金についての考慮が盛り込まれております。これと同種の職務に従事する我々地方公務員の給与についても、これに準じることとすれば、国及び他の地方公共団体とも均衡がとれることになり、今申

上げました地方公務員法の規定の趣旨に適合するというものでありまして、人事院におきましても東京周辺での調査じゃなくて、全国各地の事業所の、県内もあるかと思えますけど、そういった事業所の民間の給与の実態も調査されているということで認識をしております。

そういったことで、県の人事委員会につきましては、独自で調査をされておるわけでございますけど、今までそれ以外の人事委員会の設置されていない市町村におきましては、今申し上げました国家公務員に対する人事院勧告に基づいて給与改定を行っておるということでありますので、御理解いただきたいと思えます。

また、遡及適用と言われますが、先ほども説明の中で、4月1日時点で官民較差がマイナス0.36あるということでございますので、そういった格差を4月から11月までの8ヵ月分、また期末・勤勉手当も含めた合計額を12月の期末手当で差し引きするというものでありますので、遡及適用といえれば遡及適用かもわかりませんが、これの給与改定につきましては、国からの条例準則に基づきまして改正案を出しておるというわけでございますので、御理解いただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

何回も申し上げませんが、今度はまた改めて市長にお伺いいたしますが、人事院勧告については原則的にはそれを参考にするということだと思えますね。それでなければならないとは決まっていないでしょう、たしか。だから、それぞれの自治体において人事院勧告を参考にしながら、そしてそれぞれの地域の状況を勘案しながら、じゃあ本巢市の職員給与はどのあたりが妥当なのかということが考えられてしがるべきだと思えます。他の自治体、あるいは人事院勧告、さらに今申し上げた地域のいろんな状況、そういったものを踏まえてやっていくというのが本来の姿だと思えますが、その辺というのはこれから、先ほど等級の話も出ましたけれども、本巢市としてどうすべきなのか、どういう形がよりいいのかということについては、やっぱり地方分権の時代ですから、上がこう言っているから100%それを受け入れるのではなくて、やっぱり独自の考え方を貫いていく必要があると思えますね。その辺についての市長の今後の考えがありましたら伺いたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

国は人事院、県は人事委員会という組織を持っておりまして、そこに職員を配置して企業調査を行って、それを勧告に反映しているということでございます。そのためには、人件費も含めて相当の費用がかかるわけでして、私どものような市でそれだけの労力を使うということは、財政支出上も大変不効率であるということをおもいます。したがって、ほかの市もそうでございますが、そうした国の基準、あるいは県の基準というものを見ながら給与体系を定めてまいるということではない

かと思えます。

私はよく知りませんが、岐阜市あたりでやっているかどうか、あそこのような大きな市でやられているかどうかわかりませんが、本市のようなところで、それだけの労力を割くということは大変厳しいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

簡単に申し上げておきますけれども、例えば人事院勧告、数は忘れましたが、全国で8,000事業所ぐらいでしたかね、人事院が調査をする事業所の数は相当数ありますが、そうした中に当然岐阜県内の事業所も入っています。恐らくその中には岐阜地域も幾つか入ってくるだろうと。そういったデータというのは、例えば人事院に求めて、そういったものを参考にするというのも考えられないのだろうか。人事委員会あるいは人事院と同じような形で調査をしてというのはほとんど不可能だと思いますけれども、いろんなデータを取り集めながら、本巣市なりのやり方というのは可能ではないというふうに思うんですね。そのあたりは今どうするというふうには言い切れなくても、やっぱり考慮する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

私も調査の専門家ではありませんので詳しいことは説明できませんが、ある程度のデータを持たないと正しい数値が出ないんじゃないかと、このように思っております。恐らく人事院が調べました岐阜県の資料だけでデータを出すということについては、問題があると思います。ですから、相当数の企業の調査をしないと、正確なものが出ないんじゃないかということをおもって、参考にそういうものを入手して比べてみるというぐらいのことは、参考ということぐらいにしかできないんじゃないかと、このように思っております。新しくそれに基づいて本市の職員給与を定めていくということになりますと、相当の数を調査しないといかんんじゃないかということになります。それにはまた相当の労力もかかってくるということにもなりますので、今の御意見につきまして、県あるいは人事院も調査はしておるとおもいます。ただ、岐阜県だけでも、飛騨とこの地域とでは随分違いますので、かなりデータが少なくなってくると思いますが、御意見をひとつ、年頭に1回そういうこともデータの見直しをしてみたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ちょっと伺いますが、市が合併したときに、4町村の職員の給料体系の見直しはされましたか。私はよくわからないから、教えてください。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

先ほどから話が出ていますように、8級制ということで4町村とも同じ給料表を使っておりまして、いわゆる格付された職員を新たな市の給料表、8級に当てはめて調整したということでありまして、特段市になってから調整ということはしておりません。合併前の町村のことにつきましてはよく把握しておりませんが、市になってからは特段そういった4町村間の職員の調整というのはしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ということは、合併してから給料の見直しをしていないということですか。4町村の給料体系をそのまま市でしつけて、そのままやっておるということなんですか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

旧4町村の給料表は全く同じ給料表でありまして、それを同じ8級の市の給料表を設けて、そこへ当てはめたということですので、基本的な差はありませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（上谷政明君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ということは、根尾の職員さんも同じような条件で大学を出て10年勤めたと、糸貫の職員さんも同じ条件、真正も同じ条件ということであれば、同じ能力であれば皆さん一緒の給料ということですね。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

例えば学校を卒業しまして、新たに就職して、今おっしゃった10年間という役場の職員の勤務年数があるとした場合に、片方の職員はポストがあいて係長になったとか……。

〔「同じ条件でとっておる」と3番議員の声あり〕

同じ条件でもないです。ただ、1級から2級、2級から3級という間隔が4町村とも統一されていなかったということで、10年後に果たして同じ経験年数の人が同じ給料かという、そうじゃございません。ポストの問題がありまして、1級から2級、2級から3級という横へいざっていくとやっぱり金額も違いますので、そういったことで差はあると思います。

○議長（上谷政明君）

鏝本議員に前もって申し上げておきますが、同一質疑につきましては3回までが限度になっておりますので。

[挙手する者あり]

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

根本的な給料のことをいいますと、何せ質問の言っておることが、向こうさんが聞いておられることがよく理解しておらんのか、私の言うことがわからないのかわかりませんが、同じ条件ということね、給料というのは。私が根尾の役場に勤めた、本巢の役場に10年勤めた、真正の役場に10年勤めた、私という人間が4カ所に同じ条件で勤めたときに、合併したときに同じ給料になっておるかということ聞いておるのね。条件がどうのこうのじゃない。私という人間を架空の話として4等分してやったときに、やっているかと。それをやっていないから、職員の皆様方から給与に対して何だかんだの不平があるわけね。

それから、市長さんが言われたように、下にまだ4市あると言われるけれども、平均年齢から加算していったときに、うちの職員の給料というのは非常に安い。それから、私が感覚的に見ても給料は安い。だから、給料を上げることに對しての議論ならいざ知らず、下げる方の議論に對してどうのこうのということ、それから特別職のことに對してだけ上げるなんていう話に、私は到底納得できることではない。だから、職員の給料を合併したことによって何らかの形で見直しをするという、仮にでこぼこがあるとか、よそとの給料の格差をなくするとか、ここにおられる上の人給料がどうのこうのじゃなくて、下の方の給料を上げることを必ず検討して、少なくとも平均の給料が1万円ぐらい上がる検討をするぐらいの意欲を持って職員にやる気を起こさなければ、本巢はよくなりませんよ。だから、そういうことをしますよということを前提にするなら、私たちの報酬をどうのこうのという審議をしてもいいけれども、生活給の話をする前に特別職の報酬の審議をどうのこうのなんていうのは、どう見ても話が違うような気がしますよ。だから、生活のかかっておられる職員のことをまず最初に審議するのが定かなような気がしますけれども。以上、終わります。

○議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

4町村が合併したわけでございますので、その給料の同じ年齢、経歴でも基準は若干違っておるということですね。これは先ほど部長が申しましたように、ポストの関係がありまして、比較的間地の方が若い人が上のポストについているという、これは県下的にそうなんですけれども、そう

いう例があります。三役なんかにも50代でなられておりますので、その後の面倒も見ているというようにも合併に伴いまして発生したんですが、そういうようなこともやっぱり山間地の方が多いということですね。ですから、それは徐々に調整していこうと。これを調整するのは、どこの市町もそうですが、3年や5年はかかるということでございます。

それから、給料を上げよ上げよという話もありますが、一方、景気はよくなったといいながら、民間の給料はまだ低い状況にあって、市役所はいいと、市役所は高い給料をもつらってと言う人も中にはあるわけですし、そういう中で議員さんの方からあまりそういう発言をしてもらいますと、これはまた市全体としてはどうかと。人件費というのは経常経費になるわけですし、大変厳しい状況になります。ですから、これを例えば1万円ずつ上げたとなると、その全額というものは何億という形になってきます。

また人員につきましても、10年間で1割削減ということで削減はいたしますが、合併はしましたけれども、職員の数は今のところほとんどまだ3人ぐらい減っておるだけで変わっていない。むしろ組織体制が定まりまして、自分の専門性が出てきて仕事はしやすくなったと、このように思います。当然範囲は広がっておりますが、そういうことでございます。ただ、分庁舎方式でございますので、今のところはそういう支障もありまして、職員もそれなりに努力をしておっていただきまして、順調に市政を進めていただいておりますが、そういうもろもろの事情を考え合わせまして、私としましては職員は我が子の立場でございますので、何とか喜んでもらえるような方向をとりたいのはやまやまでございますが、そうばかりも言っておれない。時には我慢するところは我慢してもらわないかんということもございます。

三役、議員の皆様方の給与につきましては、人数が減ったわけでございますので、そういった形でそれぞれの方々にかかる負担は大きくなっているということでございます。その辺のところを勘案しまして考えていかなきゃいかんのではないかというふうに思っております。ただ、私ども三役も、範囲が広がって随分仕事の量もふえていますので、町の時代とは随分違ってまいったのは事実でありますので、そういった点は市のレベルというものはあろうかと思えますし、また職員給料につきましては、等級にしましても、先ほど申しましたように、8等級制が15あるということで、そういったことも勘案しまして御理解を賜わらなきゃいかんのではないかと、このように思っております次第でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

特に2点申し上げますが、一つは、先ほど指摘した不利益処分の遡及適用という点であります。これについては、議員の中には、付加するときにはさかのぼるんだからいいんじゃないかというような意見もかつてありましたけれども、あくまでも不利益処分の遡及適用については正しくないということが言われているわけで、だから、そのことを国みずから、地方自治体みずから破っていくということについては、とても理解できないということが第1点であります。

もう一つは、人事院勧告にそのまま従うことによって、県の人事委員会との比較をしても、地域の実態を反映しないマイナス改定になっているというふうに断定せざるを得ないと思っています。むしろいろいろ意見が出ておりましたように、職員給与については中での格差、あるいは町村との違い、そうしたことも踏まえて、やはり是正する方向へ持っていくことが今必要ではないかというふうに思っています。そうしたことがない中で、今回の改定については反対をせざるを得ないというふうに考えております。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

4番 臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

今回の条例の改正につきましては、先ほど総務部長及び市長さんの回答の中にありましたように、あくまでも人事院勧告の改定に基づくもので、この点については問題はないと思います。

今後、職員の給料の調整ということを私自身は願う者であります。それと申しますのは、88.6というラスパイレス指数をかんがみて、給料表の中で職員の給料等を見直ししていただければ大変いいと、私自身はそう願っております。特に回答は求めませんので、私自身の意見を申し上げました。

○議長（上谷政明君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第63号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件はすべて終了しました。

これをもって平成17年第5回本巢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員